

高福第 1758 号
令和 8 年 5 月 22 日

各有料老人ホーム管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公印省略)

有料老人ホームにおける利用料金変更時の注意点について（通知）

日頃から、本県の高齢福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今のエネルギー情勢や物価高騰に伴い、有料老人ホームにおける利用料金を値上げせざるを得ない状況にある施設も少なくない状況と存じます。

老人福祉法第 29 条の 2 並びに介護保険法第 75 条第 1 項に基づき、施設における利用料金変更の際には届出が必要ですが、届出の際の注意点について、次のとおり通知します。

なお、本件については、介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームともに対象となります。

1 事前相談

入居者・身元引受人等への説明前及び変更予定日の 1 カ月前までに、電話もしくはメールで必ず相談してください。利用料金の増額及び減額ともに事前相談の対象です。

また、「1 カ月前」については目安で示している期間であり、料金変更はその性質上審査に時間を要することから、早めに御相談ください。

(1) 提出資料について

○事前相談申請様式及び新旧対照表

事前相談申請に係る様式に所要事項を記載の上、変更する費目の新旧対照表と併せて提出してください。県ホームページに様式を掲載しておりますので御活用ください。

なお、新旧対照表は、変更した箇所が分かるように該当する条文や項目を書類ごとに記載してください。

【様式掲載箇所（県ホームページ）】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6968/2020042103.html>

ホーム>健康・福祉・子育て>介護・高齢者>高齢者向け施設・住まい>有料老人ホームの運営について

○変更理由書

利用料金を変更するに至った理由書を作成してください。(任意様式)

○算定根拠

新料金を設定するに際しての根拠資料を御提出ください。(任意様式)

なお、変更料金に係る施設の経費に関する費目については、可能な限り具体的な数値を提示し、変更した料金を算出するに至った計算式を記載してください。

○委託業者による委託料金の値上げ要請資料【委託している場合のみ】

委託業者による委託料金の値上げ要請に伴う料金変更の場合には、委託業者からの通知等を算定根拠の資料として提出してください。

(2) 算定根拠作成時の注意点について

算定根拠作成の際は次の点に注意してください。

○関係する費用項目を全て列挙すること

新規料金の設定に際して、施設で生じている当該設定料金に係る費用項目の実績をすべて列挙してください。その上で、どの費用項目が上昇しているのか等について、具体的な金額を用いて明記してください。

○徴収不可の費目（内訳）を含めないこと

特に介護付有料老人ホーム（特定施設）においては、介護報酬に含まれているもの（介護における人件費等）を含めないようにしてください。二重徴収となってしまいます。

○費用項目の実績に係る抽出期間について一時的な費用上昇期間のみを抜き出さないこと

施設で発生している費用実績の記載に際して、対象期間は原則1年間としてください。水光熱費等の科目については、季節によって変動が激しいことから、数カ月のみを抜き出して算定根拠とすることは適切ではありません。

また、更なる費用の上昇が見込まれる場合を想定して積算する場合には、費用の実績とは別に積算してください。

○原則として施設ごとに料金を積算し、新規料金設定をすること

同一法人で複数の有料老人ホームを運営している場合、「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「県指針」という。)」11(5) 経理・会計の独立に基づき、原則として施設単位で積算し、施設の実態に応じた料金を設定してください。法人で運営している全施設について包含的に費用を積算し一律料金を設定すること、及び施

設規模や入居者数が一律でないにも関わらず、水光熱費など使用量が異なるものを一括して積算し一律料金設定をすることは前述の県指針 11（5）に不適合となりますので御注意ください。

（既入居者と新規入居者とで料金設定に差を付ける場合）

有料老人ホームにおいては同一サービス同一料金の原則があるため、基本的には既入居者と新規入居者とで利用料金に差を付けることは望ましくありません。やむを得ず一方のみ利用料金を変更する場合には、その差額分をもう一方に転嫁（上乘せ）することは認められませんので御注意ください。

（正規料金とは別に生活保護受給者用料金を設定する場合）

正規料金では生活保護基準を上回ることを理由に別に生活保護受給者用の料金を設定する場合は、以下の点に御注意ください。

- ア 生活保護受給者用の料金設定から発生する減収分を正規料金へ転嫁しないこととしてください。
- イ 設定料金が生活保護で対応できるかを所在の市町村で確認してください。
- ウ 各生活保護受給者で異なる料金設定をする場合には、各々の設定料金についてすべて届出の対象となります。

（前払い金の料金変更を行う場合）

前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次に掲げる基準によることとしてください。

- 前払金を受領する場合は、受領禁止されている権利金その他の金品に該当するものでないこと（老人福祉法第 29 条第 6 項）。
- 前払金の算定根拠については、想定居住期間を設定した上で、次のいずれかにより算定することを基本とすること。

①期限の定めがある契約の場合

（1 カ月分の家賃又はサービス費用）×（契約期間（月数））

②終身にわたる契約の場合

（1 カ月分の家賃又はサービス費用）×（想定居住期間（月数））+
（想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額）

※サービス費用及び想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については費用の内訳を明確にし、合理的な根拠に基づき算出することとしてください。

(3) 料金積算方法の参考例

・ 価格改定前の料金収支の状況と価格改定後の料金の収支の状況を比較して積算
直近1年間で計上している施設の費用実績に対して、月平均及び入居者数で除することにより入居者一人当たりの費用を算出してください。その後、現状の変更前料金価格による収支の状況を算出し、同じく変更後料金価格による収支の状況を算出することで、当該料金変更の必要性を疎明してください。なお、変更後料金を適用しても、施設側のマイナス分が解消されない場合は、その対応方針を記載してください。

2 変更届

(1) 提出期日

実際に利用料金を変更した後に、変更届を提出してください。それぞれ提出期日が異なりますので、あらかじめ御注意ください。

① 有料老人ホーム事業変更届（老人福祉法第29条の2）

老人福祉法に基づく変更届です。住宅型、介護付ともに提出してください。提出期限は変更日から1カ月以内です。

② 変更届出書（介護保険法第75条第1項）

介護保険法に基づく変更届です。介護付有料老人ホーム（特定施設）のみ提出が必要です。提出期限は変更日から10日以内です。

(2) 提出資料

○変更届、事前相談の際の「変更理由書」

「新旧対照表」「算定根拠」に加えて、次の書類等を御提出ください。

- 運営懇談会議事録等、入居者の方へ周知したことが分かる書類
- 当該料金改定により記載内容に変更が生じている書類（管理規程、入居契約書、重要事項説明書、運営規程（介護付有料老人ホーム（特定施設）の場合）等）
- 変更料金が反映されている入居者募集広告等

問合せ先

高齢福祉課保健・居住施設グループ

電話 045-210-1111（代表）内線 4856～4859

メール fukushi-yuryo.4jk1@pref.kanagawa.lg.jp